

長野県広域的地域活性化基盤整備計画（二地域居住） を変更し、小布施町 1 地区を「重点地区」に指定しました

県では、二地域居住の更なる促進に向けて、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）」第5条第1項に基づき策定した、「長野県広域的地域活性化基盤整備計画（二地域居住）」を変更し、新たに小布施町の1地区を二地域居住を特に促進する「重点地区」に指定しました。

■「重点地区」指定の背景

小布施町は、文化と自然が調和し、住民主体のまちづくりや良好なアクセス、町役場を中心に集落が集約されたコンパクトな地理的特性を備えた魅力ある地域です。

指定地区では、遊休宿泊施設の活用や空き家の利活用、コワーキング拠点の整備、地元企業とのマッチングなどを通じて、「住む・働く・つながる」を軸にしたモデル的な取組の展開が期待されています。

■これまでの経過

- 令和7年2月10日 全国の都道府県で初めて「広域的地域活性化基盤整備計画（二地域居住）」を策定し、塩尻市の3地区を「重点地区」に指定
- 3月27日 塩尻市で県内初の「特定居住促進計画」を策定
- 7月 4日 白馬村の2地区を「重点地区」に指定
- 7月10日 白馬村で「特定居住促進計画」を策定

※ 県の計画で「重点地区」に指定された市町村は「特定居住促進計画」を策定できるようになり、二地域居住等に係る拠点施設の整備等への国の財政支援が受けやすくなります。

■新たに指定した箇所

上高井郡小布施町 市街化区域全域

変更後の計画は別添のとおり

■県の取組の方向性

二地域居住は、交流や新たなビジネス創出を促し、地域経済の活性化、コミュニティの再生や、柔軟なライフスタイルにより個人のウェルビーイングの向上等が期待されます。

人口減少社会での地域活力向上のため、県では「マルチタスク（一人多役）・マルチハビテーション（多拠点生活）」の実現を目指し、二地域居住を積極的に促進し、人々の多様な生き方・働き方を応援していきます。